

公民館予約の手順

STEP1

使用目的の確認

- ・ 公民館を使用できる活動なのかを確認させていただきます。
使用希望の公民館もしくは社会教育課までお問い合わせください。

STEP2

使用日の確認

- ・ 使用したい施設の空き状況を各公民館まで事前にお問い合わせください。
(ウェブサイトからも確認できますが最新情報ではない場合があります。)

STEP3

予約

- ・ 予約手続きは、使用する公民館窓口での予約になります。(9:00~17:00)
- ・ 使用する月の前月1日から予約が可能です。
(1日が休館日の場合は、その翌日以降の開館日)
- ・ ご記入いただく「公民館使用許可申請書」はウェブサイト上にもありますのでご利用ください。



使用する日の7日前までに「公民館使用許可申請書」をご提出ください。
飲食を伴う場合や、資材などを持ち込む場合は事前にお知らせください。

STEP4

使用料のお支払い

- ・ 予約時に使用する公民館でお支払いください。お支払いは現金のみとなります。
- ・ 「公民館使用許可書」を交付しますので使用日に必ずご持参ください。

STEP5

使用

- ・ 各施設のルールに従って使用してください。
(使用後の戸締りや清掃など忘れずにお願いします。)

各連絡先

- ・ 公民館 (9:00~21:30)

南部公民館 23-2818
富士根北公民館 23-3896
富士根南公民館 26-2211

西公民館 22-3355
芝川公民館 65-0402
柚野公民館 66-0100

- ・ 富士宮市 社会教育課 生涯学習係 22-1186 (8:30~17:15)

芝川文化ホール予約の手順

STEP1

使用目的の確認

- ・芝川文化ホールを使用できる活動なのかを確認させていただきます。
芝川公民館もしくは社会教育課までお問い合わせください。

STEP2

使用日の確認

- ・使用したい施設の空き状況を芝川公民館まで事前にお問い合わせください。
(ウェブサイトからも確認できますが最新情報ではない場合があります。)

STEP3

予約

- ・予約手続きは、芝川公民館窓口での予約になります。(9:00~17:00)
- ・ホール全体の使用は使用する月、6か月前の月の1日から予約が可能です。
(1日が休館日の場合は、その翌日以降の開館日)
- ・ホール可動席部、ホール舞台、会議室の使用は使用する月の前月1日から予約が可能です。



使用する日の7日前までに「芝川文化ホール使用許可申請書」をご提出ください。

飲食を伴う場合は事前にお知らせください。

STEP4

使用料のお支払い

- ・使用許可申請書の承認後「納入通知書」をお渡ししますので、期日までに金融機関でお支払いください。
(振込手数料が発生する場合は、使用者の負担になります。)
- ・お支払いの確認ができましたら「芝川文化ホール使用許可書」を交付しますので使用日に必ずご持参ください。

STEP5

使用

- ・施設のルールに従って使用してください。
(使用後の戸締りや清掃など忘れずをお願いします。)

各連絡先

芝川公民館(芝川文化ホール) 65-0402 (9:00~21:30)
富士宮市 社会教育課 生涯学習係 22-1186 (8:30~17:15)

キャンセル・変更の手続き

使用許可取消・変更申請書の提出

【公民館】

- ・ 予約時にお渡しする「公民館使用許可書」と一緒に「公民館使用許可取消・変更申請書」を使用日の5日前までに公民館へ提出してください。
- ・ **期日を過ぎた場合はキャンセルや変更ができません。**

【芝川文化ホール】

- ・ お渡しした「芝川文化ホール使用許可書」と一緒に「芝川文化ホール使用許可取消(変更)承認申請書」を芝川公民館へ提出してください。
- ・ **使用日時の変更はできません。**

使用料の還付について

【公民館】

既納の使用料は還付されません。しかし、以下に該当する場合は、全額もしくは一部還付されます。

- ・ 使用者の都合によるキャンセルや変更ではない場合。
- ・ 使用日の5日前までに「公民館使用許可取消・変更申請書」を提出し承認された場合。

【芝川文化ホール】

既納の使用料は還付されません。しかし、以下に該当する場合は、全額もしくは一部還付されます。

- ・ 使用者の都合によるキャンセルや変更ではない場合。
- ・ 以下の期日までに「芝川文化ホール使用許可取消(変更)承認申請書」を提出し承認された場合。

芝川文化ホール使用許可取消(変更)承認申請書 提出期日

《ホール全体》

使用日の前2月まで 既納使用料の7割
使用日の前1月まで 既納使用料の5割
使用日の前7日まで 既納使用料の3割

《ホール可動席部、ホール舞台又は会議室》

使用日の前1月まで 既納使用料の7割
使用日の前7日まで 既納使用料の3割

還付となった場合は、市へ申請する口座に振り込まれます。

(参考) これらの手続きは、以下の法律、条例により定められているものです。

社会教育法

富士宮市公民館条例

富士宮市公民館条例施行規則

富士宮市芝川文化ホール条例

富士宮市芝川文化ホール条例施行規則